

全国障害者問題研究会倫理綱領

第1条（制定の趣旨） 全国障害者問題研究会は、規約第3条に定める本会の目的を達成するために、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する研究の原則を明示すべきであると考え、以下に倫理上の諸原則を定めます。

第2条（実践・研究をすすめる上での原則） 会員は、日々の実践や研究に取り組むにあたって、すべての人の基本的人権と尊厳に敬意を払い、これを尊重します。

第3条（実践・研究の公表にあたっての原則） 会員は、実践・研究を研究会や書誌上に報告・公表しようとするさいには、当該の実践・研究に関与した個人のプライバシーを侵害することのないよう十分に留意します。この原則を守るために、当該の実践・研究に関与した個人および集団に対して、報告・公表の目的、内容などを十分に説明し、可能な限りの理解と同意を得ます。

第4条（情報の管理） 会員は、実践・研究を通して個人のプライバシーを含む情報を取得した場合、基本的人権に照らしてその管理に十分留意します。

第5条（公正な研究） 会員は、情報、データの改ざん、ねつ造、また他者の研究成果の盗用・剽窃を排斥し、公正な研究の発展に努めます。

第6条（研究会等における会員の倫理） 全国大会をはじめとする学習会・研究会に参加する会員は、その場で知り得た個人のプライバシーを含む情報を研究会以外の場に流出させないように十分に注意します（ソーシャルネットワーク等の情報通信手段による発信を含む）。

第7条（会の責任） 全国障害者問題研究会は、本会のあらゆる活動において、本倫理綱領の徹底に努めます。

（施行日 2019年4月1日）